

会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、国領商盛会と称す。

(会員の資格)

第2条 本会は、国領駅前通り及びその周辺に事業所又は住居を有し、本会の目的及び事業に賛同する者をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、会長の事業所に置く。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の福利親睦の増進と商業振興を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 第2条の資格を有する者は、すべて会員になることができる。

(資格の取得)

第6条 第2条の資格を有し、本会に入会しようとする者は、幹事会の承認を受けるものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

1. 本人の希望により退会したとき。
2. 第2条に掲げる資格を喪失したとき。
3. 継続して13か月以上会費を滞納したとき。

第3章 事 業

(事 業)

第8条 本会は、第4条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. 中元・歳末売出し等、催事の立案と実行
2. 会員の事業経営に関する知識の啓蒙
3. その他、本会が必要と認めた諸事業

第4章 役 員

(役員の種類)

第9条 本会は、以下の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 1 名以上
3. 会計 1 名以上
4. 幹事 4 名以上
5. 監事 1 名以上

(役員職務)

第10条 会長は、会を代表し、本会の業務を総括する。

第11条 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代行する。

第12条 会計は、会の会計業務を執行する。

第13条 幹事は、幹事会を構成し、本会の業務を行う。

第14条 監事は、本会の会計業務並びに財産状況を監査する

(相談役)

第15条 本会は、相談役を置くことができ、相談役は会長の諮問に応じて会議に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第16条 各役員任期は、2か年として再任は妨げない、補欠のため選任された役員任期は、その前任者の任期の残余期間とする。

第5章 会 議

(会議の種類)

第17条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会の開催・招集)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを召集する。

1. 通常総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に召集する。
2. 臨時総会は、下記の場合に召集する。

- イ. 幹事会において必要と認めたとき。
 - ロ. 正副会長及びその他の役員に欠員が生じた場合で、幹事会が必要と認めたとき。
 - ハ. 会員の5分の1以上が会議の目的を提示して、会長に請求したとき。
3. 総会の招集は、少なくとも開催日の5日前までに、臨時総会は、3日前までに会議の日時、場所及び目的を示して会員に通知を発する。

(総会の決議事項)

第19条 総会においては、下記に掲げる事項を決議する。

- 1. 会則の変更
- 2. 事業報告並びに決算報告の承認
- 3. 事業計画案並びに予算案の承認
- 4. 役員を選任及び解任
- 5. 会員会費の額
- 6. その他、幹事会が必要と認めた事項

(会員の議決権)

第20条 会員は、総会においておのおの1個の議決権を有する。会員は委任状によって議決権を行使することができ、この場合、委任状は会長に渡さなければならない。

(幹事会の開催・招集)

第21条 幹事会は、幹事をもって構成し、会長がこれを召集する。

(幹事会の議決事項)

第22条 幹事会は、下記に掲げる事項を議決する。

- 1. 総会に提出すべき議案
- 2. 総会により委託された事項
- 3. 第6条、第7条に定める承認または不承認
- 4. 専門委員会及び活性化委員会の設置
- 5. 業務の一部を第三者に委託し、その額の決定
- 6. その他、幹事会が必要と認めた事項

(会議の議決)

第23条 会議は、2分の1以上の会員が出席しなければならない、その議事は出席者の過半数で決するものとし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会議の議長)

第24条 会議の議長は、出席した会員の中より選出された者が務める。

(会議の議事録)

第25条 会議の議事録には、少なくとも下記に掲げる事項を記載し、議長及び出席者2名がこれに記名捺印する。

- 1. 開会の日時及び場所
- 2. 出席者数
- 3. 審議事項
- 4. 議事の経過の要領及び結果

第6章 会 計

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、1か年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(経 費)

第27条 本会の経費は、下記に掲げる会費並びに事業収益及び寄付金をもってこれに充てる。但し、既納の会費は一切返還しないものとする。

- 1. 通常会員会費(月額) 3,000円(但し、従業員5名以上の会員は5,000円、すでに商工会へ加入している会員は2,250円)
- 2. 特別会員会費(月額) 5,000円以上(大型店、金融機関、大型事業所)

(慶弔・褒賞)

第28条 会員及び会員事業所の冠婚葬祭等に対して、幹事会の決定により慶弔費を支出することができる。また、会の活動に資する功績に対して、褒賞をすることができる。

(加入団体)

第29条 すべての会員は調布市商工会に加入する。

(役員の資格)

第30条 第4章9条の役員の資格は、会員事業所の代表名義人かそれに準じる者とし総会において承認されるものとする。

付 則

平成 8年6月21日通常総会において一部改定承認実施。
平成18年6月 5日通常総会において一部改定承認実施。
平成20年6月 3日通常総会において一部改定承認実施。